

2025年4月発行

社会福祉振興助成事業  
**WAM助成のごあんない**

NPOやボランティア団体などの民間福祉活動を応援します



独立行政法人福祉医療機構

WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY

# 目次

WAM助成とは	・ ・ ・ ・ ・	1
WAM助成の目的	・ ・ ・ ・ ・	3
対象事業	・ ・ ・ ・ ・	4
助成テーマと事例	・ ・ ・ ・ ・	5
モデル事業とは	・ ・ ・ ・ ・	7
助成事業の流れ	・ ・ ・ ・ ・	8
応募に関するQ&A	・ ・ ・ ・ ・	9
WAM助成の事業評価	・ ・ ・ ・ ・	10
WAM助成の実績	・ ・ ・ ・ ・	11
WAMリソースの紹介	・ ・ ・ ・ ・	12

# わたしは何ができるだろう

目の前の悩みや生きづらさと向き合ったとき  
わたしはそうつぶやいた

一人では受け止めきれない現実  
でも、仲間となら 何かできるはず

わたしは何ができるだろう

その想いを胸に  
一人ひとりが安心できる場を広げたい

**WAM**は、  
社会福祉を振興していきます  
あなたのその想いととともに

## WAM助成とは

社会福祉の振興を目指す助成制度です。  
制度の狭間に対応するすべての事業が対

WAM助成はこうした声にお応えします

- ✓ 制度の狭間にある社会課題に取り組みたい
- ✓ 新事業の立上げや既存事業のステップアップを図りたい
- ✓ 行政等と関係構築を行い、協働や政策提案につなげたい
- ✓ 主たる活動とともに、人材育成や連携体制強化を図りたい
- ✓ 地域内又は広域的な連携を促進し活動の持続性を高めたい

〈制度の狭間となりやすいニーズの例〉

被災者

生活困窮者

地域力の低下

幼少期のいじめや虐待で心の病を抱えている

就職活動でのつまずき

生活困難

依存症による自己否定

地域移行困難

保証人が定まらず住居確保が困難

ひきこもり状態

外国にルーツがあり言語が通じない

家族支援

その他、生きづらさを抱えた者

重度の心身障害等による孤立

自立困難

象です。 2つの助成メニューがあります

1

### 地域連携活動支援事業

同一都道府県内で活動する事業

50万～700万円

2

### 全国的・広域的 ネットワーク活動支援事業

2つ以上の都道府県で活動する等、  
支援する対象者が一つの都道府県域  
を超えて広域にわたる事業

50万～900万円

※この他、既存の活動から見えてきた課題の社会的認知を広げ、政策化等による  
対応を目指す「モデル事業」を実施しています。

(実施内容は7ページをご覧ください。)

体力の低下

判断能力の低下

独居で孤立や困窮している

不登校・中退による孤立

虐待・ネグレクト

教育格差の拡大

予期しない妊娠

高齢者・介護者

移動困難

介護疲れ・介護離職

貧困の連鎖

親の離婚

家庭に居場所がない

性被害

児童養護施設退去後の孤立

子ども・若者

障害者

上記のような状況に対して、様々な主体が連携して取り組む活動を応援しています。

# WAM助成(社会福祉振興助成事業)の目的

## 民間福祉活動を応援することで目指す「地域共生社会」\*

独立行政法人福祉医療機構(WAM)では、国の政策に連動し、地域共生社会を目指して、福祉と医療の基盤整備をすすめるため、社会福祉振興助成事業(WAM助成)のほか、多岐にわたる事業を展開しています。

WAM助成は、政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対して助成を行い、高齢者・障害者等が自立した生活を送り、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる地域共生社会の実現に向けて必要な支援を行うことを目的とする助成制度です。

国庫補助金及び寄付金を財源とし、NPOやボランティア団体などが他の団体と連携して取り組む民間福祉活動を後押ししています。

### WAM助成は、制度の狭間にある様々な状況に対応

〈WAM助成で対応している状況の例〉

<b>子ども</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・不登校・発達障害</li><li>・悩みの抱え込み</li><li>・いじめや虐待による心の病</li></ul>	<b>高齢者</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・長期のひきこもり状態</li><li>・移動困難</li><li>・判断能力低下</li></ul>	<b>被災者</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域コミュニティの分断</li><li>・避難先での問題</li></ul>	<b>難民等</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・法的地位不安定</li><li>・居住や就労困難</li></ul>
<b>若者・学生</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ひきこもり状態</li><li>・就活でのつまずき</li><li>・ヤングケアラー</li></ul>	<b>障害者</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・就労困難</li><li>・親なき後の問題</li><li>・家族等の就労</li></ul>	<b>生活困窮者</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・住居確保困難</li><li>・生活破綻</li></ul>	<b>多文化家族</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育格差・居住や就労困難</li><li>・言語や文化の違いから生じる問題</li></ul>
<b>子育て家庭</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・育児放棄・育児ノイローゼ</li><li>・虐待・ひとり親家庭</li><li>・教育格差</li></ul>	<b>生きづらさを抱えた者</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・性的マイノリティ</li><li>・少数者への差別や偏見</li><li>・性被害</li></ul>	<b>刑余者等</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・社会的自立困難</li><li>・自立準備ホーム退所後の問題</li></ul>	
<b>中高年者</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・長期のひきこもり状態</li><li>・若年性認知症</li></ul>	<b>依存症</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・自立困難</li><li>・判断力低下</li><li>・自己否定</li></ul>	<b>地域</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域コミュニティの希薄化</li><li>・過疎地域での社会資源</li></ul>	

### 民間の創意工夫ある活動や地域に密着した活動により地域共生社会を実現

\* 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

# 対象事業

※ 本パンフレット記載の内容は令和7年度事業のものであります。

次の(1)又は(2)のいずれかの事業であり、次頁の助成テーマに該当し、応募団体が自ら主催する事業が対象です。

助成対象事業	(1) 地域連携活動支援事業	(2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業内容	地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化(注1)を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業(同一都道府県内)	全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化(注1)を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
《要件①》 他の団体との連携	核となる団体が他の団体(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等)と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること	
《要件②》 活動の範囲	同一の都道府県内で活動する事業であること	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業であること
助成金額	50万円～700万円	50万円～900万円(注2)

(注1)「連携やネットワーク化」とは、助成を受ける団体が同じ目的を持つ他の団体と相互に連携し、協力関係を築いて、事業に取り組むことをいいます。

(注2)次に該当し、審査・評価委員会が特に認める場合は、上記(2)において2,000万円の範囲内で上記助成金額を超えることができます。

【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業を行う場合】または【4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合】

## 対象者

- NPO法人(特定非営利活動法人)
- 社会福祉法人
- 医療法人
- 公益法人(公益社団法人又は公益財団法人)
- 一般法人(法人税法上の非営利法人の要件を満たす[助成対象となる事業の実施期間中に移行するものを含む。]一般社団法人又は一般財団法人)
- その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人・団体

## 対象経費

- 謝金
- 旅費
- 賃金※
- 家賃
- 光熱水費
- 備品購入費
- 消耗品費  
(燃料費、食材費、会議費含む)
- 借料損料(会場借料含む)
- 印刷製本費
- 通信運搬費
- 委託費
- 雑役務費
- 保険料

※団体正職員が助成事業に従事した時間の賃金相当額の一部も対象経費になります。

◆対象者や対象経費には要件等がありますので、詳しくは以下のQRコードからホームページをご覧ください。

WAM助成の詳細は  
こちらから



募集情報等を配信しています！  
メールマガジン「WAM助成通信」への  
登録はこちらから



## 助成テーマと事例

※ 本パンフレット記載のテーマは令和7年度事業のものであります。

### 誰もが暮らしやすい包摂社会の実現

1. 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業
2. 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保や生産性の向上等に資する事業
3. 認知症（若年性認知症を含む）の人やヤングケアラーを含む介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化及び支援体制の充実に資する事業
4. 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化や高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
5. 難病患者・がん患者等の活躍や様々な活動への参加等を支援する事業
6. DV・性被害など困難な問題を抱える人への支援に資する事業
7. 就職氷河期世代の就労・社会参加に対する支援に資する事業
8. 障害者・障害児の地域生活の支援や様々な活動への参加等を促進する事業
9. 若者の自立等につながる多様な支援に資する事業
10. 妊娠・出産・育児に関する各段階の環境づくりや負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
11. 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実、多様な人材の確保、生産性の向上等に資する事業
12. 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
13. 子育てが困難な状況にある家族・子ども等への配慮・対策等の強化に資する事業

### 被災者支援・地域における防災力の一層の強化

14. 被災者支援や被災者支援の担い手となる人材の確保・育成など地域における防災力の強化に資する事業

## 【事例 1】

### 事業名：不登校の子どもの居場所とその親を支えるネットワークづくり事業

特定非営利活動法人 クローバーの会アットやまがた（山形県山形市）【助成額：174万3千円】

子どもたちやその家族が、学校以外にも安心して学び育つことができる居場所を見つけ繋がることを目的に、学校へ行きにくさを感じる小中学生を対象としたフリースクールの運営と、山形県内に点在している居場所や学びの場、親の会の場所が記載されたマップを作成し公表しました。

- ◆ 講演会・情報交換会や当事者の声を集めるアンケート、地域の人々との交流を通して、マップの作成過程で新たなネットワークが生まれた
- ◆ 「学校が苦手な子と親のやまがた居場所マップ」を10,000部作成し、県全域に配布することができた
- ◆ フリースクール事業では多くの依頼があり、利用人数を拡大して事業を実施した



## 【事例 2】

### 事業名：生活困窮者のワンストップ支援の入り口&出口事業

一般社団法人 おもやい（佐賀県武雄市）【助成額：700万円】

地域の中で孤立してしまっている生活困窮者を発見し、ニーズのキャッチからサポート、自立支援と、支援の入り口から出口までを一貫して実施することで、生活困窮状態の脱却までを見据えた支援をワンストップで実施しました。

- ◆ 居場所づくりや物資の配布を通して、困窮世帯とのつながりを持ち、ニーズの掘り起こしをすることができた
- ◆ 活動を通じて地域内外のさまざまな団体とのつながりが生まれ、地域で助け合える体制を創出することができた
- ◆ 困りごとの相談から、地域特有の課題を発見した



## 【事例 3】

### 事業名：在宅でも居場所でも社会参加できる高齢者の「生きるをつくる」事業

特定非営利活動法人 ひだまり創（岐阜県羽島郡）【助成金額：488万7千円】

高齢者になっても社会活動に参加できる選択肢をつくり、高齢者のできること、やりたいことで地域とつながりを持てる仕組みを作ることを目的に、地域相談所の開設や地域の連携先の開拓、社会参加サポート等の支援を実施しました。

- ◆ 高齢者が作業をしやすく細分化工程表を作成し、作業を分業化することで、参加する高齢者を増やすことができた
- ◆ 地域企業やボランティアと連携をとりながら、資源提供やふるさと納税の返礼品などの外部資源とのつながり事業を実施した
- ◆ 地域の中のやってほしいことと高齢者の方々のできることをマッチングする仕組みをつくり、8個のマッチング実践例をつくることことができた



毎月 HP で更新中！  
助成先訪問レポート

上記以外の優良事例も紹介しています。  
是非、右記QRコードよりご覧ください。



# モデル事業とは

※ 本パンフレット記載の内容は令和7年度事業のものです。

WAM 助成では、地域共生社会の実現に向けて、通常助成事業の他にモデル事業を実施しています。

モデル事業とは、社会課題が一層複雑化するなか、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応し、国や自治体において政策化・制度化を目指す新たな「モデル」となり得る活動です。

**対象事業** 次の(1)又は(2)のいずれかの事業であり、かつ、通常助成事業と同様の助成テーマに該当し、要望団体が自ら主催する事業とします。

## (1) 地域連携活動支援事業

助成先団体が関係機関との継続的・相互的な連携体制の構築を通じて、政策化・制度化を目指すことをもって、地域における面的な成果の広がりを目指す事業

〔例〕



## (2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

助成先団体が幹事的役割を果たし、各地域のNPO等との継続的な連携体制の構築を通じて、政策化・制度化を目指すことをもって、全国的・広域的なセーフティネットの充実を図る事業

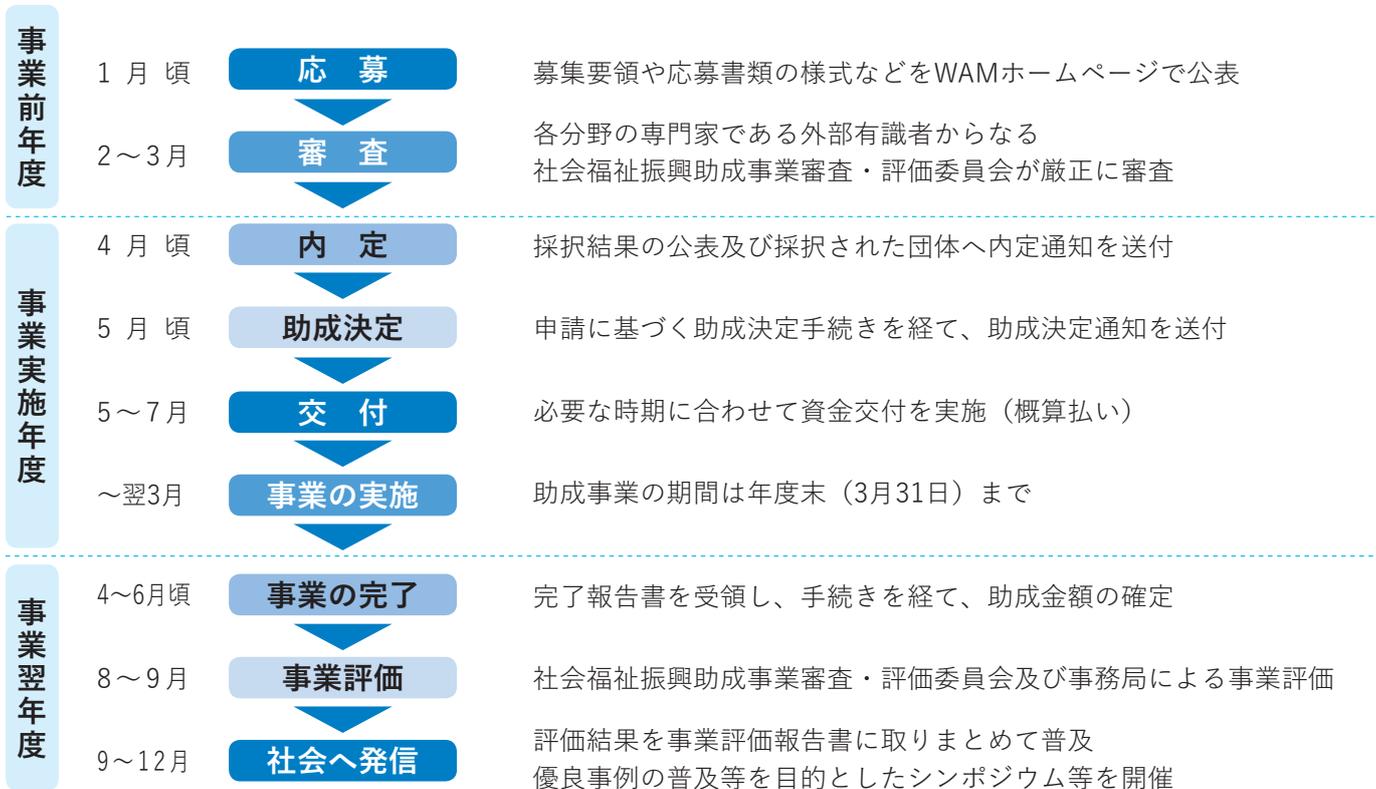
〔例〕



項目	内容
事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や自治体において政策化・制度化を目指す新たな「モデル」となり得る活動であること</li> <li>・既存事業の継続のみを目的とした計画や通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する計画は対象外</li> <li>・複数年にわたり安定した運営を行うため、事業の実施体制を確実に確保すること</li> <li>・連携団体と事業目標の共有化を図った上で事業を推進すること</li> <li>・事業成果の可視化を念頭に置き、評価を実施すること</li> <li>・外部評価者又は伴走支援者(※)と共に定期的な進捗管理を行い、結果を報告すること</li> </ul> <p>※外部評価者又は伴走支援者の人数については、特に制限を設けていませんが、政策化・制度化につなげていくために必要な調査の補助及び政策化・制度化に向けての事業の進捗、改善、成果の可視化等について客観的な視点での助言等がその役割として求められるため、助成事業で取り組む課題・分野の専門家を必ず入れるようにしてください。</p>
助成金額	3年間の合計：3,000万円まで / 2年間の合計：2,000万円まで
助成期間	<p><b>2～3年以内</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に基づき、連続する2年又は3年にわたり助成金の交付対象とすることを予定。ただし、次年度の助成金を保証するものではない。また、採択された場合であっても、予算の都合等により助成金額の減額や助成の終了となる場合あり。</li> <li>・助成金の交付申請及び交付決定は年度毎に行う。なお、次年度の審査は、当年度の実施状況を踏まえて行う。審査の結果によっては、次年度以降の助成金額の減額や助成の終了となる場合あり。</li> </ul>

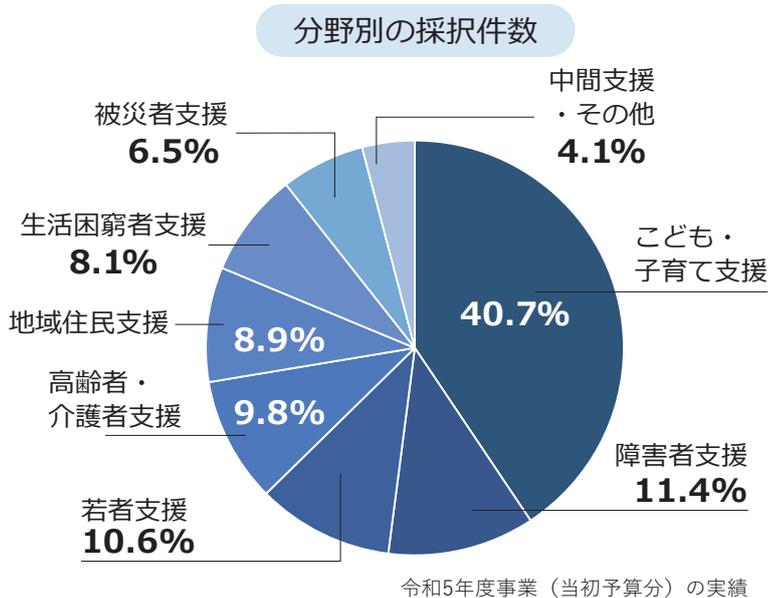
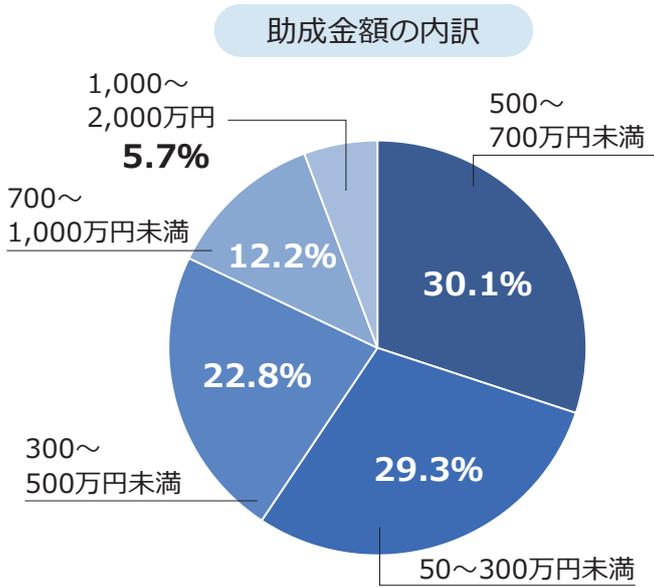
(注) 上記以外の事項については、「令和7年度 社会福祉振興助成事業 募集要領(通常助成事業)」に準じます。

# 助成事業の流れ



※スケジュールは令和5年度の例。  
(予算の成立状況などにより)  
変更となる場合があります。

## 参考データ：採択事業の分布について



## 応募に関するQ&A

**Q** 法人格のない団体でも応募することはできますか。

**A** 法人格のない団体でも応募することはできますが、応募時点で団体が設立されており、かつ募集要領「助成対象者」の要件を満たしていることが必要です。  
(詳細は募集要領をご確認ください。)

**Q** 「居場所事業などの直接支援」以外の活動も対象となりますか。

**A** 対象となります。これまで、連絡会や普及・啓発活動、人材育成や評価、寄付やボランティアの募集など自立化や事業継続に向けた取り組みを組み合わせ実施した例がみられます。

**Q** 連携が助成の要件になっているのはなぜでしょうか。

**A** WAM助成では、連携することにより、個々の団体では対応することが難しい課題に総合的に取り組むことが期待されています。  
〈地域連携活動支援事業〉では、地域の団体が連携することで、社会福祉諸制度の対象外のニーズ等に対応することが期待されています。  
また、〈全国的・広域的ネットワーク活動支援事業〉では、複数の団体が広域的なネットワーク化を図ることで、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業や社会福祉施策等の充実につながる取り組みを行うことが期待されています。  
地域共生社会の実現に資するという観点からは、連携することで、活動範囲の拡大や制度化、地域の支援体制の整備などを目指し、その結果、地域や社会で一人ひとりが支援を必要とする際に頼ることのできるリソースが増えていくことを期待しています。

**Q** 「モデル事業」とは、どのようなプログラムなのでしょうか。

**A** モデル事業とは、これまで取り組んできた活動を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進まない課題に対し、複数年かけて国や自治体において政策化・制度化を目指す事業のことです。  
事業の実施体制を確実に確保する観点から、通常の枠組みとは異なる要件などが定められています。(詳細はP7をご確認ください。)

# WAM助成の事業評価

## 事業評価の目的

WAM 助成の評価方針では、事業評価の目的について次の内容を定めています。

- (1) 助成事業の効果測定及び優良事例の普及
- (2) WAM 助成プログラムの改善と事業の説明責任及び透明化
- (3) 資源の有効配分と効果の最大化
- (4) 新たな対応が必要な課題の発掘及び国へ提言することによる政策への反映
- (5) 助成先団体の活動の発展・改善への貢献

## 事業評価の活用

同評価方針では、事業評価結果の活用について、次の内容を定めています。

- (1) 団体への評価結果のフィードバック ※ヒアリング評価の場合
- (2) 次年度の審査への反映
- (3) 優れた事業の普及啓発
- (4) 評価結果の公表、助成制度の改善及び政策への提言

### ■ 優れた事業の普及

助成事業の成果の普及、NPO活動の振興を目的としたイベントや、勉強会を開催しているほか、助成事業の事例集を発行しています。

### ■ 評価結果の公表、助成制度の改善及び政策への提言

事業完了時に審査・評価委員会及び事務局により実施したヒアリング評価結果や新たに明らかとなった課題等を掲載しています。

#### WAM助成シンポジウム (オンライン開催)



#### WAM助成レポート (助成事業 事例集)



掲載ページは  
こちらから▶



#### 事業評価報告書



掲載ページは  
こちらから▶



# WAM助成の実績

令和5年度は、助成件数 **123** 件(34都道府県)の事業に 約 **6** 億円を助成

現行の制度では十分に行き届かない社会課題に対応した先駆的な取り組みや、地域の実情を踏まえたきめ細やかな取り組み等の助成事業の成果が確認できました。

## 民間活動の 創意工夫

障害種別や世代、課題別等といった対象者の垣根を超えて取り組んだ事例や、民間ならではの創意工夫や機動力を活かし、個別ニーズに寄り添うことで成果をあげた事例がみられました。

- 支援対象者の満足度

**97.7** %

- 支援対象者向け事業の対象者数

延べ **759,381** 人

## 連携・ネット ワークの構築

行政や社協、企業や地縁組織等との連携体制の構築により、地域内の課題解決力が高まった事例や、各地の実践を共有し合う仕組みづくりを進めたことにより、全国的な支援体制の底上げにつながった事例がみられました。

- 助成期間中に新たな連携が

みられた事業の割合

**86.2** %

※ 106 の採択団体で確認

## 支え手育成 住民参加

地域住民や高齢者、医療・福祉有資格者や介護者等を対象とした研修事業に取り組んだことで、社会課題の理解や参加が促され、地域における住民同士の支え合いの体制づくりが進んだ事例がみられました。

- 活動の担い手育成事業対象者数

**5,982** 人

- 市民ボランティア参加者数

**3,576** 人

## 社会啓発 制度化等

助成事業を契機に、地域に必要な取り組みであることの認知が進み、制度化に結びついた事例や、取り組みの有効性が認められ、そのノウハウを基にモデル事業化された事例、また、社会への啓発を図る取り組みに寄与した事例がみられました。

- 社会的課題を共有できた人数

**21,312** 人

- 制度化に向けた取り組み

**18** 件

## 福祉医療機構のリソースをご活用ください！

### ■ 事業計画のヒント －WAMホームページで閲覧できます－

#### オンライン学習会 資料・動画



〈当日資料・アーカイブ動画公開中〉  
「事業継続を見据えた事業計画に助成金を活かす方法」や「具体的な計画を作るために必要な準備」などについて考えた学習会の資料や動画を掲載しています。

詳しくはこちらから ▼



### ■ 過去の助成事例 －WAMホームページで閲覧できます－

#### WAM助成e-ライブラリー

キーワード検索や地域検索が可能です！



〈9,940件（※）のデータ公開中〉  
過去のWAM助成で実施された事業の概要や成果物（報告書）を閲覧できます。  
キーワードや地域その他、事業年度や助成金額などを組み合わせて検索することができます。  
（※）令和7年4月現在

## WAM助成の一層の推進を図るため、ご寄付を広く募っています。

### POINT

- ✓ご寄付は、全額を助成金に活用させていただきます。
- ✓助成事業は、外部有識者からなる審査・評価委員会による厳正な審査により採択しています。
- ✓事業の成果については、事業評価報告書を作成し、社会へ広く発信しています。

### ■ ご寄付の方法は、銀行振込寄付とクレジットカード寄付があります。

### ■ 税制優遇措置を受けることができます。

詳しくは以下「寄付に関するお問い合わせ先」のQRコードからご覧ください。

－寄付に関するお問い合わせ先－

独立行政法人福祉医療機構 総務部総務課

電話：03-3438-0211 FAX：03-3438-9949

詳しくは  
こちらから



## 助成相談窓口のご案内

NPOリソースセンターでは、助成金のご応募をお考えの方のために助成相談窓口を常設しています。  
ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

<お問い合わせ先>

独立行政法人福祉医療機構NPOリソースセンター

TEL (03) 3438-4756 FAX (03) 3438-0218  
受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝祭日を除く）

お問い合わせフォーム

<https://www.wam.go.jp/hp/info-tabid-640/info-wamjosei01-tabid-2106/>



## 案内図



## 独立行政法人 福祉医療機構

<https://www.wam.go.jp/hp>

### ●住所

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4-3-13（ヒューリック神谷町ビル9階）

### ●交通

地下鉄：東京メトロ日比谷線神谷町駅（虎ノ門方面改札）より徒歩3分

J R：新橋駅または浜松町駅よりタクシー約10分



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。